



島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第38号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

【訓 令】

島根県職員被服等貸与規程の一部改正

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第21号）

1 規則の概要

統括保健指導監の職を新たに設けることとした。（別表関係）

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

規**則**

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第21号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

		「指 導 監 査 監	「指 導 監 査 監
別表中	を	統括保健指導監	に改める。
		統括団体検査監」	統括団体検査監」

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

訓**令**

島根県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関
県 議 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
島根海区漁業調整委員会事務局
隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条第2項中「及び長靴」を「、長靴その他労働安全衛生上所属の長が必要と認めるもの」に改める。

別表の1の表1の項から3の項までを次のように改める。

1	隠岐支庁、東部県民センター又は西部県民センターに勤務し、施設管理業務に関する指導、監督又は検査の業務に従事する職員	作業衣（冬）	1着	4年
		作業衣（夏）	1着	4年
2	防災部消防総務課に勤務し、火薬類又は高圧ガスの取締業務	安全靴	1足	3年

	に従事する職員			
3	防災部消防総務課に勤務し、消防航空業務に従事する職員	救助服（上、下）	2着	3年
		冬季救助用インナー （上、下）	1着	3年
		冬季用活動服（上、 下）	2着	3年
		夏季用活動服（上）	3着	3年
		夏季用活動服（下）	2着	3年
		ベルト	2個	3年
		帽子	2個	3年
		安全帽	1個	3年
		防塵メガネ	1個	3年
		冬難燃シャツ	2着	1年
		夏難燃シャツ	2着	1年
		救助靴	1足	3年

別表の1の表12の項中「1足」を「2足」に、「1個」を「2個」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。